

当座勘定規定(専用約束手形口用)の新旧対照表

改定後	改定前
<p>当座勘定規定（専用約束手形口用）</p> <p>第 1 条～21 条 （略）</p> <p>第 22 条（解約等）</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 1 回目の不渡りから起算し6か月以内に2回目の不渡りが発生した場合には、当金庫はこの取引を停止し、この当座勘定を解約します。この場合、2回目の不渡りから起算して2年間は、当座勘定および貸出の取引は行わないこととします。</p> <p>(7) 前項の場合、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p>(8) （略）</p> <p>第 23 条～27 条（略）</p>	<p>当座勘定規定（専用約束手形口用）</p> <p>第 1 条～21 条 （略）</p> <p>第 22 条（解約等）</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 1 回目の不渡りから起算し、6か月以内に2回目の不渡りが発生した（追加）ために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>(7) （略）</p> <p>第 23 条～27 条（略）</p>